

キャッシュレス・消費者還元事業対応について

国が進めるキャッシュレス・消費者還元事業について、当 JA の対応は以下のとおりとなりますので、よろしくお願い致します。

現在、キャッシュレス・消費者還元事業についての加盟店登録は完了していますが、一部店舗で端末機導入が遅延している状況です。[対応可能店舗](#)については、JA ホームページをご覧ください。か、該当店舗にお問い合わせ下さい。

事業名称	キャッシュレス・消費者還元事業
事業主体	国
対象期間	2019 年 10 月～2020 年 6 月（9 ヶ月間） ※当 JA については、準備が整い次第の対応となります。
対象クレジットカード	主要クレジットカード全般（VISA、Master、JCB、DC、AMEX 他）
還元内容	①クレジットカード決済を利用した消費者に 5%分が還元されます。 ※スタンド燃料各店舗は 2%還元。 ②還元方法については、クレジットカード会社により対応が異なります。 ③基本的に各月の還元上限額は、クレジットカード 1 枚につき 15,000 円分です（各月の 1 日～月末利用額の累計が基礎となります）。 ※参考・5%還元店舗…300,000 円×5%=15,000 円 ・2%還元店舗…750,000 円×2%=15,000 円
対象店舗（当 JA）	①産直各店舗 ②資材各店舗 ③農機自燃店舗 （農機センター、自動車整備センター、スタンド燃料各店舗） ④葬祭課、セレモニーホール
対象外となる取引	全ての四輪自動車（新車・中古車、トラクター等）の販売
JA 事業分量配当	キャッシュレス・消費者還元事業利用分は JA 事業分量配当の対象外となります。
年次集計表（販売品・購買品）	クレジットカード利用分についても取引内容が記載されます。 ただし、産直各店舗・スタンド燃料各店舗での利用分は反映されませんのでご注意ください。

お問い合わせは、各担当部署へお願いします。

※JA では、国のキャッシュレス・消費者還元事業と併せて、直売所（サンテパルク、赤羽根・渥美ふれあい広場）にて [JA クレジットカード](#) をご利用いただくと、更に請求時に 5%割引となる直売所割引施策も実施しております。

対象期間：令和 2 年 3 月 31 日まで。